

平成23年11月30日（水）
国土交通省関東地方整備局
企 画 部

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成23年度第6回）の開催結果について

関東地方整備局では、平成23年11月29日に、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価監視委員会を開催しましたので、審議結果をお知らせします。

- ・ 議事概要は、別紙1のとおりです。
- ・ 配付資料については、関東地方整備局ホームページでご覧下さい。

関東地方整備局ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>) →募集・情報公開→公共事業の評価

なお、平成23年11月30日（水）に記者発表しております。

(別紙1)

関東地方整備局事業評価監視委員会 (平成23年度第6回)
議事概要

1. 日 時 平成23年11月29日(火) 17:00~19:35
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 「共用大研修室5A」
3. 出席者

[委員長]

家田 仁 (東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授)

[委員]

佐々木 淳 (横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授)

清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)

堤 マサエ (山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授)

恵 小百合 (江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授)

山崎 朗 (中央大学経済学部教授)

(敬称略、五十音順)

[関東地方整備局]

局長 下保、副局長 菱田、総務部長 加藤、企画部長 金尾、
河川部長 山田、道路部長 池田、用地部長 河井 他

4. 議事概要

(1) 挨拶

- ・ 関東地方整備局長

(2) 審議

1) 特に重点的な審議を要する案件の確認

- ・ 特に重点的な審議を要する案件としてダム事業1件選定した。

2) 再評価の審議

- ・ 事務局から対応方針(原案)を説明した。
- ・ 審議結果は別紙2のとおり

<評価対象事業>

事業名	重点 案件	事業箇所名	事業主体	対応方針 (原案)	審議結果
ダム	○	ハツ場ダム建設事業	関東地方整備局	継続	別紙2のとおり

○：特に重点的な審議を要する案件として選定された事業

(別紙2)

平成 23 年 11 月 29 日

ハツ場ダム建設事業に関する事業評価監視委員会の意見

関東地方整備局事業評価監視委員会

『事業評価監視委員会としては、ハツ場ダム建設事業については継続することが妥当であるもの
と考える。』

委員会における検討の背景と経緯及び上記の判断の理由は以下のとおりである。

1. 検討の背景と経緯

1) 国土交通省は、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに立って、中川博次氏(京都大学名誉教授)を座長とする「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を本省に設置した。この有識者会議は、ダム以外の方法をも含めた幅広い治水対策案の手法、新たな評価軸等を含めた検討方法を記述した「今後の治水対策のあり方について(中間とりまとめ)」を提示した(平成 22 年 9 月 27 日)。それを踏まえ、国土交通本省にて「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が定められた(平成 22 年 9 月 28 日)。関東地方整備局では、これに基づいて、「ハツ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して、相互の立場を理解しつつ、検証に係る検討を進め、ハツ場ダム建設を完遂するケースやダム以外の方法によって同等の治水効果・利水効果及び流水の正常な機能の維持の効果が得られる複数のケースを比較検討し、今後必要となる費用、事業完了までに要する時間、用地買収などによって流域住民に与える影響などの面から比較し、ハツ場ダム建設を完遂するケースが相対的に有利と結論する「ハツ場ダム建設事業の検証に係る報告書(素案)」を作成した(平成 23 年 10 月 6 日)。

2) 関東地方整備局は、この「報告書(素案)」に対して、パブリックコメントを実施し、関係地方自治体や流域住民からの意見を募集するとともに、宮村忠氏(関東学院大学名誉教授)を座長とする 13 人の有識者(内 8 名が河川や環境の専門家)を集め意見を求めている(平成 23 年 11 月 4 日「学識経験を有する者の意見聴取の場」)。さらに同整備局が管轄する様々な公共事業について事業評価の監視を行うために常設されている、当事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で、ハツ場ダム建設事業に関する関東地方整備局としての方針を決定し国土交通省本省に上げることとしている。

3) 当事業評価監視委員会は、「報告書(素案)」を広範な視点から包括的に吟味するとともに、10 月 25 日には現地を視察し、11 月 22 日及び 29 日の事業評価監視委員会にて関東地方整備局からの説明と質疑及び審議を行った。事業に関する判断にあたっては、関東地方整備局が意

見を求めた宮村忠氏(関東学院大学名誉教授)ら学識者から出された、河川や環境の専門的視点に立った意見を尊重するとともに、関連する地方自治体から出された意見、ダム建設地域における住民等の生活や生業及び地域の再建の取り組みにも配慮しつつ、関東地方整備局が作成した「ハッ場ダム建設事業の対応方針(原案)」に対する事業評価監視委員会としての意見をとりまとめることとした。

2. 判断の理由

4) 利根川水系では、これまでたびたび甚大な水害にみまわれ、これに対処するため営々と治水施策が進められてきた。首都圏をかかえた中下流域では大幅に市街地化が進んだ現在、平均的に200年に一度発生する降雨を対象として、毎秒22,000立方メートル(八斗島地点)という長期的な治水目標(基本高水)が定められ、堤防の整備や上流域におけるダムの整備、あるいは市街地開発時における調整池の整備など流域対策などが進められてきた。当面の治水目標は、利根川流域の社会・経済的重要性や今後20~30年間の実現可能性等を考慮した結果、毎秒17,000立方メートル(八斗島地点)という流量が設定されている。この流量は基本高水のピーク流量の約77%程度であり、概ね70~80年に一度発生する降雨に対応した流量に相当している。ハッ場ダムの整備の効果は、降水パターンによって異なるが、八斗島地点では上記の流量のうち最大毎秒1,820立方メートル分を削減するものとされている。ここで、分析の基本となる利根川水系における流出解析の方法論と基本高水の数値については、日本学術会議に設置された「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」によって専門的に評価されている(平成23年9月1日)。

5) 利根川水系は、一都五県に水道水をはじめとする用水を供給しているが、これまでもしばしば渇水による用水の利用制限が発生しており(概ね2~3年に1度程度)、首都圏とはいえ今後人口減少が予測される中であつても、関連する地方自治体からは渇水への対策が強く望まれているところである。こうした中、東京都は、渇水の発生リスクについて、ハッ場ダム等の整備により過去20年で2番目に厳しい渇水において給水制限が回避できるとしている他、埼玉県、千葉県等も同様にハッ場ダムの整備は必要不可欠であるとしている。また、ハッ場ダムの利水参画者のほとんどが不安定な豊水暫定水利権による取水をおこなっているが、ハッ場ダムの整備はこれらに対する用水給付の安定性を向上させるとしている。

6) ダムに過度に依存することのない総合的な治水・利水方策には、コスト面及び環境保護面などから見て、大いに期待したいところである。しかしながら、特に首都圏を抱える利根川水系のように、中下流域が既に著しく市街地化している河川の場合には、現実的に採用しうる治水・利水方策の自由度が少なからず限定されてしまうことは避けがたい。多様な治水・利水方策の可能性が模索された今回の検証作業には、歴史的に見ても少なからぬ意義が認められるところであるが、今後必要となる費用、事業完了までに要する時間、用地買収などによって流域住民に与える影響などの面から見て、ハッ場ダム建設を完遂するケースが相対的に有利とする「報告書(素案)」の

分析結果は、パブリックコメントや関係住民からの意見聴取においてハッ場ダムに対して懐疑的な意見があることを踏まえつつも、上記の状況を勘案すると、妥当な結論であると考え。ただし、今後、新規に河川事業を検討する際には、今回の検証の経験を活かし、その構想段階から幅の広い方策を選択肢として俎上に上げ、総合的な視点から検討を行うべきものとする。

また、気候変動も予想される中、本事業の基礎となっている降水現象や流出現象について、今後も継続的な監視と分析を行う必要があるものとする。

7)「報告書(素案)」に対して、関東地方整備局が意見を求めた「学識経験を有する者の意見聴取の場」から出された意見の多くは、河川や環境に関する専門的な視点に立ったものであったが、意見の大勢は、同報告書の検証方法とそれによって導き出された結論を支持するものとなっている。また、各地方自治体及び利水者から出された意見も治水・利水の両面から見て、同報告書の結論を支持し、なおかつその迅速な実施を要望するものとなっている。当評価監視委員会としても、こうした意見を尊重すべきものとする。

8)ハッ場ダムによる水没予定地とその周辺地域では、昭和42年11月の事業着手以来、現在まで45年間の長きにわたり、生活の場の移転や生業の転換を強いられるなど、地域の人々が極めて大きな迷惑を被ってきた。現時点でみると、住宅の移転が約90%、道路の付替整備が約93%、鉄道の付替整備が約90%(平成23年3月末時点)にまで進み、また、地元自治体では「ダム湖を活かした地域再建計画」(第2次土地利用計画:平成6年11月策定)がとりまとめられ、地元住民との協力の下に、ダム湖の見える温泉街整備、川原湯温泉のシンボルとなるダム湖に架かる橋の整備などを通じた地域再建が懸命に進められてきたところである。地元の人々は、自らが被る多大な迷惑にもかかわらず、ダムが下流域にもたらす治水上・利水上の効果を信じ、事業の実施と地域の再建に協力してきたわけである。事業の今後のあり方を判断するに当たっては、こうした点に対して十分な配慮がなされるべきである。

9)当事業は、総額4,600億円(平成16年9月基本計画変更後)という巨費を要するものであるが、既にその約8割に相当する約3,558億円が投じられ、ダム本体を除く多くの部分が完成しているという点に対しても、既に行った投資をできる限り有効に活用するという視点から配慮が必要である。

10)以上について総合的に判断した結果、事業評価監視委員会としては、ハッ場ダム建設事業については継続することが妥当と考える。

以上